

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

昭和三十一年度に係る県立工業試験場の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百五十五号

地方自治法第九十九条の規定に基づき、昭和三十一年度に係る県立工業試験場の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

同	近藤 伝
監査箇所	執行年月日
県立工業試験場	昭和三十一年六月十二日

工業試験場 昭和三十一年六月十二日監査

監査委員 松本利治
同 山本四郎

本試験場の組織機構は、製紙、染織、窯業、醸造、工芸、図案の五部門であつたがさきに実施された県機構改革によつて、従来の木材工業指導所を吸収し木材工業部とし六部門に亘つて運営している。

前回強く指摘した如く運営上の諸問題については、何等措置されていないことは遺憾である。特に本年度業務の運営状況を見ても、計画に比しその実績は極めて低調である。即ち事業予算四百三十三万余円に対し、その執行額は一百九十余円であつて前年度に引続き試験規模を縮小している現状である。これが不振の原因は種々あると思われるが

一 予算構成上の問題

本試験所の三十九年度事業費決算見込額一百九十六万六千五百円であつてこれが財源は事業収入(過年度収入を含む)七十六万六千五百円、県費一百四十四万六千五百円、更に三十九年度事業費(除木材工業部)二百二十万円で財源は事業収入一百三十万五千円、県費九十万五千円となつており試験委託の不振による収入減、県費計上額の僅少により試験試作費の支弁にも事欠ぐ状態である。

一 人的構成上の問題

本試験場の現在員は二十一名であるが内四名は中浜染織部、六名は木材工業部、一名は窯業部で残り十名が本場勤務である。しかも十名中四名は庶務係で他の六名が製紙部三、醸造部一、工芸図案部二となつてゐる。この中製紙部主任技師一は本年七月一日付退職し、また場長は商工課長の事務取扱業務であつて、試験研究、並びに指導をなすべき人的体制が確立してゐない。

一 試験研究テーマと指導方針の不明確

本試験場は火災復興以来和紙機械製造試験を研究テ

マの主軸として施設設備の整備を行い、立直したのであるが生産収入に強く依存する県財政の実状においては、原料パルプ製造との一貫性のない本試験場規模では到底機械製紙試験の継続には堪え得べくもなく、遂に三十年六月以来機械製紙の操業を停止するの已むなきに至り、また窯業部は二十九年度における施設移転問題等と以来見るべき業績なく、製紙、染織、醸造各部とも県政の伸展に寄与する試験研究テーマの確定と指導方針の明確化に欠けてゐると認められる。

一 内部統制と関係機関との連絡調整の問題

本試験場は本場に製紙、醸造、工芸部あり更に鳥取市に木材工業部、津の井村に窯業部、境港市に染織部を擁し内部統制と能率昂揚に強く配慮を要するの、専任責任者が欠員中であることは前記の通りであり、また各界関係業者並びに県の東京、大阪両事務所等との連絡緊密化にも予算的並びに人的構成等の関係で遺憾の点が少なくない。

等が主な点であると認められる。

県は、以上諸点に対し慎重検討を加え、なお本県の実状からして鋳工部門を設置して採鋳関係及び機械器具類の試験研究並びに指導等についても考究する等現状の如く成り行きに放任するが如き姿でなく、更に流通経済部面の育成強化策の樹立と相俟つて真に本試験場設置の目的達成に特別の配意と努力を要すべきである。次に各部門別状況は左の通りである。

一 製 紙 部 (本場)

機械製紙は既述した如く昨年六月から操業を中止してゐるが、中止後における諸施設の活用及び転用計画等については、特に慎重を期すべきである。なお手漉紙に対する強靱代試験並びにエムコザムの製紙利用についての効果試験等を実施しているが、これら試験結果の公表及び関係業者に対する普及浸透について配意を望む。

二 染 織 部 (中浜村)

染織部の運営について根本的検討を望む。即ち近時織物界は化学繊維原料え大きく移行しつつある事実とこ

れが大企業化の下になお中小企業の存在し得る余地のある現実を前提として、県内の斯業組合の育成と資本の導入販路の拡張を助長し、併せて技術指導に積極的であるべきである。また当部は主として委託試験に依存しているが、使用料徴収方法に考究の余地がある。また原糸の出納が不明確であつたので厳格に記帳整理すること。

三 醸 造 部

県産好適米の酒造適用試験、優良酵母の選抜試験並びに穀粉源より雑酒の製造試験等実施しているが、これまた担任職員は一名で醸造試験の研究指導は容易でない。また一般市販品に対する抜取成分試験による優劣判定は比較的輕易に考えられてゐるようであるが、原酒より清酒への製造課程において品位低減等も考えられるので、良否を判定し改良指導を加えることも効果的であると思われるから考究されたい。

四 窯 業 部

前述した如く津ノ井窯業場処分については売却契約不

履行のまま現在に至っているが、財産管理の面からして早期善処が望ましい。また本場における窯業施設設備は皆無に均しく運営に多大の支障を生じているが、試験研究に必要な施設の整備は眉焦の急を要するので、主管当局は何等かの措置を措すべきである。

五 工芸 図 案 部

新興資材の利用は時代の推移に伴い要請する処であるが、これが利用についての業界普及は低調であるので、新興資材の見本を蒐集し業界に対する指導に便とすることが必要と思われるので考究されたい。

六 経理出納その他の事務

1 生産収入の状況を見ると

区分	部 門 別				
	製 紙	染 織	窯 業	醸 造	工 芸 図 案
生 産 予 算	二、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
収 入 調 定	六、四七、一六九	三、四八、五〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、八、一五五	三、〇〇〇、〇〇〇

であつて製紙部並びに窯業部の不振が勢い事業抑制を来したものであるが、予算編成に当つては慎重を

期すべきである。また四月末現在において現年度分未収三十四万余円、過年度収入一万八千余円あつたが未収整理に努力すること。

2 染織部において六万六千六百五十円に相当する製品、半製品、原材料が売却並びに使用不能のものがあつたが処理すること。

3 各種依託試験（鑑定、検定を含む）の依頼書と試験検定、鑑定、台帳と不突合或いは不明のものがあつたので厳格を期すること。

4 依託試験の調定時期と料金徴収決定時期を鮮明にして置くこと。

七 事業計画と予算構成の合理化について考究されたい。即ち過大な生産収入を強いているため、試験研究の運営に無理を生じている。特に生産収入により一名の賃金職員をまかなつている関係上、実質的試験運営の経費が不足している実情であるので、効率的運営の実現に当局は鋭意検討されたい。なお技術職員の増員についてでも早急に善処すべきである。